

## 宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

平成30年4月入所分から適用

	保育に当たる保護者の状況		指数	該当		認定期間	
				父	母		
1	就 労 ※（ ）の指数は 居宅内労働で自営の場合	160時間以上	11 (10)			最長3年間（就学前） ※認定は3年間であるが、事由継続の場合、就学前まで延長できる。	
		150時間以上～160時間未満	10 (9)				
		120時間以上～150時間未満	9 (8)				
		90時間以上～120時間未満	8 (7)				
		64時間以上～90時間未満	7 (6)				
		48時間以上～64時間未満	6 (5)				
	内 職	1日の労働時間が6時間以上で月収5万円以上	5				
	1日の労働時間が4時間以上で月収3万円以上	4					
	上記以外の内職（ただし、月48時間以上の就労に限る）	3					
2	妊娠・出産	出産又は出産予定日の前及び後の各8週間 ※以後継続したい場合は、退所の上、再申込みとする。	9	/		左記期間内	
3	保護者の 疾病・障害	疾 病	医療機関等への入院・常時病臥	10		最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点とする。	
			居宅内	ねたきり、難病、リハビリ中等の状態	10		
				一般療養 週5日以上医療機関等へ通院をしている	7		
				一般療養 週3日から5日未満医療機関等へ通院をしている	6		
				その他（比較的軽症で定期的通院等を要する者）	5		
	身体障害者	1級・2級手帳所有者	10				
		3級手帳所有者	8				
	4級手帳所有者	6					
知的障害者	手帳該当者で、かつ専門医等が保育に当たることができないと認めた場合	9					
精神障害者	手帳該当者で、かつ専門医等が保育に当たることができないと認めた場合	9					
4	看護・介護等	同居の親族が、3に挙げるような状態で常時看護・介護等が必要な場合	3の基準指数に準ずる			利用を開始した日から小学校就学前までの範囲内で、介護・看護のため保育を必要とする期間 ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。	
5	災害等	火災等及びその他天災などにより家屋の損傷、その他災害等復旧のために保育に当たることができない場合	10			最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。	
6	求 職	求職活動のため、明らかに保育に当たることができない場合※	3			利用を開始した日から2か月間 ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。	
7	その他	1 就学等により、学業・技術習得のために保育に当たれない場合 2 乳幼児の両親が、死別・離別・行方不明等で代わりに保育に当たる者が前各号に挙げるほかに類するような明らかに保育に当たれない場合 3 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的擁護が必要な場合（児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象と認められる場合） 4 前各号に挙げるほかに類するような明らかに保育に当たれない場合	8			最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合はその時点までとする。	
			合計				

※保護者の疾病・障害で、複数の項目に該当するときは、最も高い指数を採用します。

※求職の場合の入所期間は2か月です。

入所月の翌月末までに勤務証明書を提出していただくことで、引き続き保育所を利用していただけます。

## 調整点項目（入所基準指数に加算・減点）

保育に当たる保護者の状況		指数	該当
出 産	全く介助者を期待できない場合	(+)2	
障 害 児	保育の実施が乳幼児本人の成長に大きな意義があると関係機関等が認めた場合	(+)4	
すべての類型 に共通	母子・父子家庭（父母が死別・離別）、行方不明、拘禁等	(+)10	
	生活保護世帯で就労により自立支援に繋がる場合	(+)2	
	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	(+)10	
	育児休業終了者（予定を含む）／育児休業延長者	(+)4	
	小規模保育事業など地域型保育事業について、入所期間を満了する場合	(+)5	
	保護者が保育士であり、新たに（復職・転職等含む）保育所・学童保育所等で月20日以上1日6時間以上勤務する場合	(+)2	
	同居している65歳未満の保護者の父母が就労をしていない場合（疾病等で保育にあたることができない場合を除く）	(-)2	
	保育料を3か月未満滞納している場合（分割納付等、滞納解消に取り組んでいる場合を除く）	(-)7	
保育料を3か月以上滞納している場合（分割納付等、滞納解消に取り組んでいる場合を除く）	(-)15		

\*同点の場合には、継続者のきょうだい、低年齢者の順に選考

\*すでに施設をきょうだいが利用している場合の入所先については、同一施設となるよう考慮し、調整します。

